

令和2年7月豪雨による被災者に係る医療費の窓口負担の支払い猶予期間延長について

令和2年7月豪雨により被災された方で、次の2つの要件の両方を満たす方の医療費の窓口負担の支払い猶予期間を令和3年3月末日まで延長するとともに、令和3年1月以降、保険医療機関等窓口で「一部負担金等徴収猶予証明書」の提示が必要になります。

<要件1>

災害救助法の適用市町村に住所を有する（災害発生後に適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）組合員又は被扶養者

【災害救助法の適用市町村（第9報）】…抜粋

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

※ 熊本県以外の県については、内閣府HPをご確認ください。

<要件2>

次の①～③のいずれかに該当する場合

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 組合員が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 組合員の行方が不明である場合など

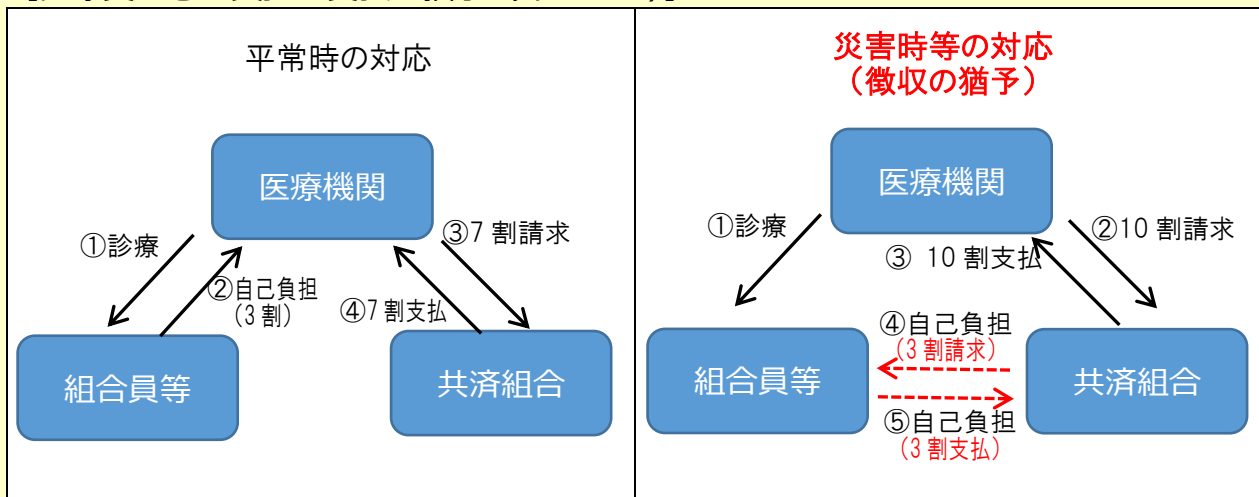
様式は [コチラ](#)

〔支払猶予の手続き方法〕

令和3年1月以降、保険医療機関等窓口で「一部負担金等徴収猶予証明書」を提示していただくこととなりますので、共済組合へ「一部負担金等徴収猶予申請書」を提出してください。猶予要件に該当した場合、一部負担金等徴収猶予証明書を交付します。

なお、共済組合では、組合員に代わって、いったん窓口負担分等を医療機関に支払いますが、他の医療保険者と異なり、猶予期間終了後に当該組合員へ窓口負担相当額を請求させていただきますこととなりますのであらかじめご了承ください。

【医療費の窓口負担の支払い猶予（イメージ）】



<このお知らせに関するお問合せ先>

熊本縣市町村職員共済組合 保険課 電話 096-365-1900